

集中治療超音波画像診断認定制度施行細則

第1章 集中治療超音波画像診断認定制度の施行ならびに運用

(目的)

第1条 本細則は、集中治療超音波画像診断認定制度規則（以下、規則）の規定に基づき、集中治療超音波画像診断認定制度（以下、超音波認定制度）の運用に関して必要な事項について定める。

第2章 集中治療超音波画像診断の認定

(集中治療超音波画像診断認定申請資格の基準)

第2条 集中治療超音波画像診断認定（以下、超音波認定）を得ようとする者は、規則第7条に定める以外に、次の項目のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 現在、医療施設で臨床に従事していること。
- (2) 申請までに集中治療室、救命センター、救急外来、手術室等で、急性期医療の経験を有すること。
- (3) 別に定める実績報告の条件を満たしていること。

(超音波認定の審査)

第3条 超音波認定審査は、提出された書類審査と試験（Computer Based Testing: CBT 様式）により行われる。

(審査担当)

第4条 書類審査は超音波画像診断認定制度委員会（以下、超音波認定委員会）が担当する。

(超音波認定の申請書類)

第5条 超音波認定を得ようとする者は、次に定める書類を超音波認定委員会に提出しなければならない。

申請者誓約書および内容保証書

- I - i) 履歴書
- I - ii) 基本領域の専門医資格
- II - i) 実績報告 A（症例リスト 80 例）
- II - ii) 実績報告 A 日本集中治療医学会主催超音波ハンズオンセミナー出席
- II - iii) 実績報告 A 他学会または医学教育法人主催超音波ハンズオンセミナー出席
- III) 超音波ハンズオンセミナー受講証明書の写し
- IV) 実績報告 B（症例レポート 20 例）

※ II - ii、II - iii、IIIについては II - i の提出症例数を満たせば必須ではない。

(実績報告)

第6条 超音波認定を得ようとする者は、申請書の実績報告 A および B に、申請年の3月31日までの最近5年間の業績を記載すること。実績報告 A として申請可能な講習会については別表 2 に定める。

(超音波認定の更新)

第7条 超音波認定の有効期限は5年とする。満了にともない、引き続いて超音波認定を得ようとする者は、再認定のための更新手続きを行わなければならない。暫定認定を受けた者で、正式認定を得ようとするものは5年以内に更新手続きを行う。

申請者誓約書および内容保証書

I - i) 履歴書

I - ii) 基本領域の専門医資格

II - i) 実績報告 A (症例リスト 80 例)

II - ii) 実績報告 A 日本集中治療医学会主催超音波ハンズオンセミナー出席

II - iii) 実績報告 A 他学会または医学教育法人主催超音波ハンズオンセミナー出席

III) 超音波ハンズオンセミナー受講証明書の写し

IV) 実績報告 B (症例レポート 20 例)

※ II - ii、II - iii、IIIについては II - i の提出症例数を満たせば必須ではない。

第3章 申請内容についての直接審査

(申請書類の内容に関する説明)

第8条 超音波認定委員会は、必要に応じて、提出された申請書類の内容について申請者に対して直接に説明を求めることができる。

第4章 超音波認定医の申請と審査料

(書類提出期限)

第9条 申請者は毎年、超音波認定委員会が定めた月日までに、申請書類を提出しなければならない。

(審査料)

第10条 申請には次の審査料が必要である。

超音波認定に関する書類審査料	10,000 円 (消費税別)
超音波認定に関する試験審査料	20,000 円 (消費税別)
超音波認定の更新に関する審査料	20,000 円 (消費税別)

(審査料の返却)

第11条 既納の審査料は返却しない。

第5章 登録料

(登録料)

第12条 超音波認定証書の交付を受ける者は、登録料として 20,000 円 (消費税別) を納入しなければならない。

(登録料の返却)

第13条 既納の登録料は返却しない。

第6章 試験問題の作成

(試験問題の作成)

第14条 超音波認定制度規則第9条で定める試験（CBT 様式）の実施にあたり、公正かつ適切な試験問題を作成するため超音波認定委員会内に超音波画像診断試験問題作成ワーキンググループを設置する。

2 超音波画像診断試験問題作成ワーキンググループは、本会の「委員会に関する細則」に則り設置、運営され、集中治療科専門医であり、かつ以下のいずれかの要件を満たす正会員の中から理事長が委嘱する。

- (1) 超音波画像診断認定医
- (2) 委員会において推薦され、理事会が承認した者
- (3) 評議員から推薦され、委員会および理事会が承認した者

第7章 補則およびその他

(補足1)

第15条 細則第5条および第7条にいう認定申請に必要な、超音波診断実績報告の内容を別表1に定める。

(補足2)

第16条 細則第2条および第5条、あるいは第7条にいう認定申請において、実績報告Aの症例数削減可能なハンズオンセミナー内訳および症例目録削減数を別表2に定める。

(改定)

第17条 本細則は超音波認定委員会、理事会の議を経て改定することができる。

(附則)

この細則は、2023年12月15日から施行する。

この改定は、2025年3月6日から施行する。

この改定は、2025年8月27日から施行する。

別表 1

1. 超音波診断実績報告

実績報告 A（症例リスト 80 例）および実績報告 B（症例レポート 20 例）の内訳は以下のように定める。

- ・申請年の 3 月 31 日までの実績を記載する。
- ・申請可能な症例は手術麻酔患者と、集中治療室・救急外来・救命センターで対応した患者、Rapid Response System : RRS でコールされた患者のものとする。
- ・初期研修時に行った検査は対象外とする。
- ・申請者が主として行った検査以外は認めない。
- ・実績報告 A において、同一患者であっても異なる領域の検査を行った場合は、各々 1 例として記載可能とする。
- ・実績報告 A に記載した患者であっても、検査領域が異なるのであれば実績報告 B に記載可能とする。

実績報告 A : 80 例
超音波検査領域分類 心臓、気道・肺・横隔膜、脳神経、腹部、大血管など（小児の場合も同様とする）とする。 80 例のうち、心臓 20 例、気道・肺・横隔膜 10 例、腹部と脳神経を合わせて 5 例を必須とする。 記載項目 年齢、性別、病名、検査日、検査目的、検査にて判明した病態、病院名、検査施行部署名、所属長等名
実績報告 B : 20 例
超音波検査領域分類 心臓、気道・肺・横隔膜、脳神経、腹部、大血管など（小児の場合も同様とする）とする 20 例のうち、各領域の提出症例数は定めないが、異常所見を認める症例を 5 例以上含めて記載することとする。 記載項目 レポート番号、年齢、性別、病名、検査日、検査目的、診断に用いた超音波所見、所見をみとめた主要画像 1 枚（画像は ID と氏名をマスキングして、JPG、BMP、pdf にて縮小添付、JPG では画像圧縮は行わず 300dpi 以上の画像を添付すること）、超音波診断、診断後の治療法の変更、追加等、病院名、検査場所、所属長等名

別表 2

超音波認定委員会で認可された超音波ハンズオンセミナーの受講者は実績報告 A（症例リスト）提出必要数を 80 例から減ずることができる。（認定申請締切日 5 年以内のものを有効とする）

なお、セミナー出席等で記録症例数を減しても、領域に定める必須症例数は満たすこととする。

1. 日本集中治療医学会主催ハンズオンセミナー
（日本集中治療医学会が主催するセミナーで、セミナー管理委員会において承認されたもの） 3 時間以上で 1 回 20 例、2 日間コース（両日ともに 3 時間以上）で 1 回 40 例提出症例を削減できる。 （削減数は 40 症例までが最大）
2-1. 以下の学会または医学教育法人主催の超音波ハンズオンセミナーのうち、超音波認定委員会の審査にて認可されたハンズオンセミナー
超音波認定委員会への申請は、開催 1 ヶ月前にメールでセミナーの概要およびプログラム等をつけて申請する。 3 時間以上のセミナーで 1 セミナー 10 例提出症例を削減できる。 （提出が要求される 80 例のうち、最大 20 例まで、例：3 セミナーの受講終了書を申請しても削減数は 20 例までが最大） 日本超音波医学会 日本救急医学会 日本心エコー図学会 日本心臓血管麻酔学会 ABCD-sonography 日本ポイントオブケア超音波学会
2-2. 上記以外の学会等法人主催の超音波ハンズオンセミナー
上記以外の学会等法人主催の超音波ハンズオンセミナーは都度、超音波認定委員会にて審議する。 超音波認定委員会への申請は、開催 3 ヶ月まえにメールでセミナーの概要およびプログラム等をつけて申請する。 超音波認定委員会で許可されたものは 3 時間以上のセミナーで 1 回 10 例提出症例を削減できる。 （提出が要求される 80 例のうち、最大 20 例まで申請可能）